

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月16日
【会社名】	森ビル株式会社
【英訳名】	MORI BUILDING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 稔
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(6406)6321
【事務連絡者氏名】	財務企画部 部長 小坂 雄一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(6406)5023
【事務連絡者氏名】	財務企画部 部長 小坂 雄一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 20,000百万円 (注) 一般募集の金額は有価証券届出書の訂正届出書提出日 現在の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年4月5日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成22年4月15日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成22年4月16日に振替社債の総額を増額することとなりましたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行社債（短期社債を除く。）
 - 券面総額又は振替社債の総額の欄
 - 発行価額の総額の欄
 - 利払日の欄
 - 利息支払の方法の欄
 - 申込期間の欄
 - 払込期日の欄
 - 取得格付の欄
 - 欄外注記
- 2 社債の引受け及び社債管理の委託
 - (1) 社債の引受け
- 3 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

（訂正前）

券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円（注）11
------------------	-----------------

（訂正後）

券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円（注）11
------------------	-----------------

発行価額の総額の欄

（訂正前）

発行価額の総額（円）	金10,000百万円（有価証券届出書提出日現在の見込額である。）
------------	----------------------------------

（訂正後）

発行価額の総額（円）	金20,000百万円（有価証券届出書の訂正届出書提出日現在の見込額である。）
------------	--

利払日の欄

（訂正前）

利払日	毎年4月28日及び10月28日（注）13
-----	----------------------

（訂正後）

利払日	毎年4月28日及び10月28日
-----	-----------------

利息支払の方法の欄

（訂正前）

利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年10月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各28日にその日までの前半が年分を支払う。（注）13</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
---------	---

(訂正後)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年10月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各28日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
---------	---

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成22年4月22日(注)14
------	-----------------

(訂正後)

申込期間	平成22年4月22日
------	------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成22年4月28日(注)14
------	-----------------

(訂正後)

払込期日	平成22年4月28日
------	------------

取得格付の欄

(訂正前)

取得格付	<p>1. 取得格付 A - (取得予定)</p> <p>2. 指定格付機関の名称 株式会社日本格付研究所</p> <p>3. 格付取得日 平成22年4月21日から平成22年4月22日までの間に取得する予定である。</p>
------	---

(訂正後)

取得格付	<p>1. 取得格付 A - (取得予定)</p> <p>2. 指定格付機関の名称 株式会社日本格付研究所</p> <p>3. 格付取得日 平成22年4月22日に取得する予定である。</p>
------	---

欄外注記

(訂正前)

(注)

<前略>

11. 振替社債の総額については、上記のとおり内定しているが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成22年4月16日から平成22年4月20日までの間に正式に決定する予定である。
12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年4月21日から平成22年4月22日までの間に決定する予定である。
13. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更される。
14. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年4月15日から平成22年4月22日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年4月21日から平成22年4月22日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成22年4月27日から平成22年4月28日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年4月21日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成22年4月27日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

<前略>

11. 振替社債の総額については、上記のとおり内定しているが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成22年4月19日から平成22年4月20日までの間に正式に決定する予定である。
12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年4月22日に決定する予定である。

(注) 13、14の全文削除

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1
計	-	10,000 (注) 2	-

(注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目5番2号）、日興コーディアル証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）及びみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成22年4月16日から平成22年4月20日までの間に決定し、平成22年4月21日から平成22年4月22日までの間に買取引受契約を調印する予定である。

2. 引受金額の合計額については、平成22年4月16日から平成22年4月20日までの間に正式に決定する予定である。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1
計	-	<u>20,000</u> (注) 2	-

(注) 1 . 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目5番2号）、日興コーディアル証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）及びみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成22年4月19日から平成22年4月20日までの間に決定し、平成22年4月22日に買取引受契約を調印する予定である。

2 . 引受金額の合計額については、平成22年4月19日から平成22年4月20日までの間に正式に決定する予定である。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
<u>10,000</u>	<u>65</u>	<u>9,935</u>

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額である。

(訂正後)

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
<u>20,000</u>	<u>92</u>	<u>19,908</u>

(注) 上記金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出日現在の見込額である。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額9,935百万円は、その全額を平成23年3月末までに返済期日が到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する予定である。

(訂正後)

上記差引手取概算額19,908百万円は、その全額を平成23年3月末までに返済期日が到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する予定である。